

テクノプラザ愛媛

《インキュベート・ルーム等》

募集要項

(入居申請者用)

公益財団法人えひめ産業振興財団

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

TEL : 089-960-1100

FAX : 089-960-1105

○施設概要

1 所在地

テクノプラザ愛媛 本館

松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛 別館

松山市久米窪田町487番地2

2 利用料金等

本館

面積	部屋数	月額利用料（円）
15.59 m ²	1(フレイキゅべーと・ルーム)	14,650
15.81 m ²	1(フレイキゅべーと・ルーム)	14,860
15.75 m ²	1(フレイキゅべーと・ルーム)	14,800
16.57 m ²	1(フレイキゅべーと・ルーム)	15,570
19.74 m ²	1	37,110
23.50 m ²	1	44,180
23.80 m ²	2	44,740
26.00 m ²	1	48,880
26.25 m ²	6	49,350
31.85 m ²	2	59,870
47.00 m ²	1	88,360
52.50 m ²	4	98,700
56.00 m ²	2	105,280
71.60 m ²	1	134,600

別館

面積	部屋数	月額利用料（円）
17.17 m ²	1	32,280
17.27 m ²	1	32,460
17.72 m ²	1	33,310
18.00 m ²	2	33,840
18.82 m ²	1	35,380
31.83 m ²	1	59,840
35.00 m ²	1	65,800
109.66 m ²	1	206,160

駐車場	3,130円/台・月
倉庫	2,320円/1区画・月

※ 倉庫は、本館のみ

○施設の特徴

- 1 利用企業の事業活動を支援するための設備を設けています。
 - (1) 商談や応接に利用できる商談室（無料）
 - (2) 社内のミーティングや商談時のプレゼンテーションなどに利用できるミーティング・ルーム（無料） ※ 別館のみ
 - (3) 仮眠室やシャワールームなどを完備した休憩室（無料「仮眠室を利用する場合は、クリーニング代実費負担」） ※ 本館のみ

- 2 研修、会議などの企業活動を支援するため、両施設内の研修室や会議室などが手軽に利用できるほか、両施設を会場として実施される、えひめ産業振興財団等の各種事業に身近に参加できます。

- 3 ビジネスサポートオフィスに常駐している、インキュベーション・マネージャー等による事業展開をサポートする体制を整えています。

- 4 隣接地には、企業の研究開発を支援するため愛媛県産業技術研究所が整備されておりこれらの施設を身近に利用できます。

- 5 365日24時間利用可能です。（入退室カード管理システム完備）

- 6 コンピュータによる集中管理システムによりセキュリティーも良好です。

- 7 利用企業間の交流などを通して情報交換や親睦を図ることができます。

○利用資格

インキュベート・ルーム等を利用しようとする者は、次の(1)から(5)の全てを満たす場合に利用できます。

(1) 次に掲げる企業等のいずれかに該当すること。

イ 創業予定者又は創業後間もない中小企業者（事業開始後概ね5年未満の個人又は設立の日以後の期間が概ね5年未満の会社等）で支援を必要とするもの

ロ 新たな事業分野や研究開発に取り組む企業等であって、「愛媛県産業振興指針」の業種別振興方針に沿ったもの又は「愛媛県経済成長戦略」で定める重点戦略分野に該当するもの

ハ インキュベート・ルーム等の利用企業等及び県内企業等の研究開発や事業活動を支援する企業等（特定非営利活動法人のうち、経済活動の活性化を図る活動行う者を含む）

ニ えひめ中小企業応援ファンド事業助成金の交付先企業等（交付決定を含む）

ホ えひめ農商工連携ファンド事業助成金の交付先企業等（交付決定を含む）

ヘ 大学、高等専門学校、公設試験研究機関等と共同研究を行う企業等

ト 利用期間中は当施設を主たる事務所又は研究開発の拠点とし、当施設を退去後も愛媛県内に拠点を置き、事業活動又は研究開発を行う意志を有するもの

(2) 入居申請者が行おうとする事業が、公序良俗に反していないこと。

(3) 経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、利用料金等の支払い能力があること。

(4) 愛媛県税を滞納していないこと。

(5) 理事長が別に定めるインキュベート・ルーム等の利用に係る規程を遵守できると理事長が認めるもの。

○利用条件等

1 利用期間

原則1年間、特に必要と認めた場合は、1年毎の所定の審査を経て、最長10年（プレインキュベート・ルームの最長3年の利用期間を含みます）※本館及び別館を通算しての期間となります。

2 注意事項

- (1) 共益費・敷金等は不要です。
- (2) 利用決定後、連帯保証人2名の誓約書を提出していただきます。
- (3) 利用希望の部屋については、希望が重複する場合、希望に応じられないことがあります。
- (4) 指定駐車場の場所は、財団が指定する位置となります。（なお、外来者用には、無料の駐車場があります。）
- (5) 毎月の利用料、駐車場利用料、倉庫利用料は、前納（前払い）となります。
- (6) 電気・電話料金は、利用実績や面積按分等に応じて各自で負担していただきます。
- (7) 利用許可を受けた方以外への転貸は認められません。
- (8) 喫煙は、施設の所定の場所でのみ可能です。
- (9) 室内改造は原則として認められませんが、原状回復が可能な軽微なものについては認められる場合がありますので、事前にご相談ください。（退去時には原状回復していただきます。）
- (10) 施設を破損、滅失した場合は、原状回復又は賠償を命じることがあります。
- (11) 退去後3年程度は、活動状況の調査に協力いただきます。

3 利用制限

施設の管理上、次の行為を行う方は利用することができません。

- (1) 公序良俗に反する行為（事業内容を含む）を行うこと。
- (2) 排水、排気、廃液、騒音、振動、悪臭、電波障害等を施設内で発生させること。
- (3) 有害な生物、化学物質等を施設内に持ち込むこと。
- (4) 施設に損傷を与える恐れのある重量物、危険物等を持ち込むこと。
- (5) その他、施設の利用者及び他のインキュベート・ルーム等利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると指定管理者が認めるもの。

○利用申込の方法

1 申込書類

- (1) 利用許可申請書、別紙（事業計画書、会社概要書含む）
- (2) 登記事項証明書（個人事業者の方は代表者の住民票）の写し（発行後3カ月以内のもの）
- (3) 直近の決算書（個人事業者の方は確定申告書）
- (4) 会社等にあっては会社経歴書等会社の概要がわかる資料及び会社案内等のパンフレット
- (5) 事業内容が法令等に基づく許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し
- (6) 納税証明書（愛媛県税に滞納が無いことの証明）

※1 利用許可申請書その他提出書類は、利用許可審査及び利用許可後の支援検討資料についてのみ使用するものであり、部外に漏洩いたしませんので、できる限り詳細に記入してください。

※2 利用許可申請書類を郵送される場合は、あらかじめ財団までご連絡ください。

※3 利用許可申請書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

2 受付場所

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 新事業支援課

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

TEL : 089-960-1100

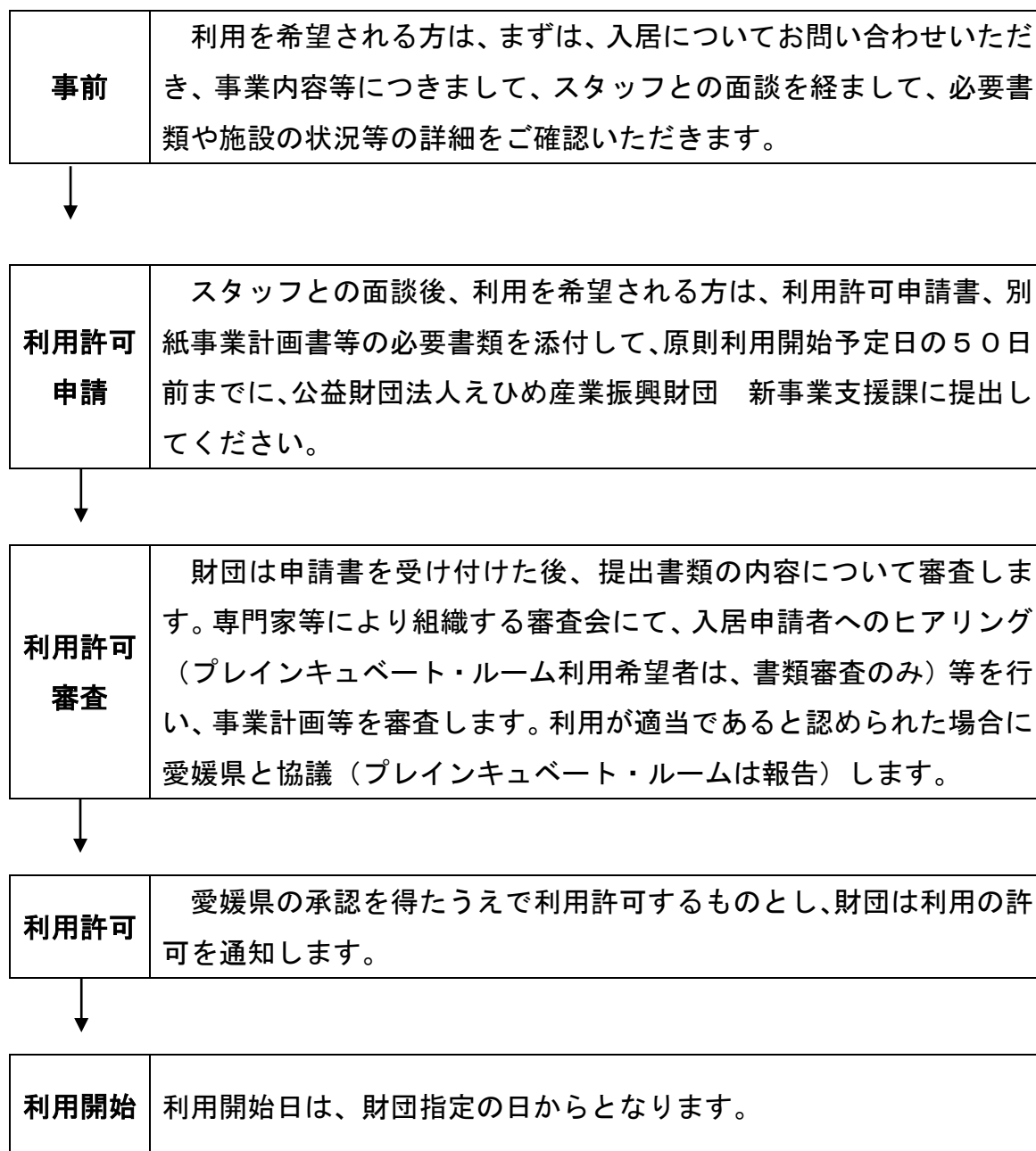
FAX : 089-960-1105

3 受付時間

8:30~17:00

※ ただし、土曜日、日曜、祝日、年末年始は除きます。

○利用手続きの流れ



※ 詳細につきましては、公益財団法人えひめ産業振興財団
産業振興部 新事業支援課にお問い合わせください。